

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案 参照条文

目次

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）	1
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	1
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	2

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）
 （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一（略）
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三～五（略）
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七・八（略）

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課 税 標 準	税 率	
一～百五十（略）	百五十一 マンション管理業者の登録又はマンション管理士等に係る登録講習機関の登録		
(一) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十四条 第一項（登録）のマンション管理業者の登録（更新の登録を除く。）		登録件数	一件につき九万円
(二) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十一条 （登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）		登録件数	一件につき九万円

(三) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第二項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） 百五十二～百六十（略）	登録件数	一件につき九万円
--	------	----------

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事 務
一～百三（略）	（略）
百三の二 国土交通省	住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）による同法第二十二條第一項の登録又は同法第二十六條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百四～百二十三（略）	（略）